

## 業務委託共通仕様書

### 第1編 共通事項（抜粋）

#### 1-1-2 用語の定義

1. (省略)

2. 「監督職員等」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は業務責任者・管理技術者・主任技術者に指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、本編 1-1-1 適用第1項に掲げる契約書（以下「各契約書」という。）第18条第1項の規定に基づき、発注者が定めた監督職員及び監督職員がその職務の補助を行うために任命した補助者を総称していう。

3. (以下、省略)